

令和3年度

紀北町水道事業会計決算審査意見書

紀北町監査委員

目 次

第1 審査の概要

1 審査の対象	1頁
2 審査の期間	1頁
3 審査を実施した監査委員	1頁
4 審査の手続	1頁

第2 審査の結果

1 給水状況	2頁
2 収支の状況	2頁
3 所 見	3頁

令和３年度 紀北町水道事業会計決算審査意見書

第１ 審査の概要

１ 審査の対象

令和３年度 紀北町水道事業会計決算

２ 審査の期間

令和４年６月２７日から令和４年８月２３日

３ 審査を実施した監査委員

加藤 克英、平野 隆久

４ 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された決算書及び決算附属書類は関係法令に基づいて作成されており、会計帳簿及び証拠書類と照合点検したところ計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

1 給水状況

令和3年度末における給水戸数は8,898戸で前年度と比較すると54戸の減少、給水人口は14,660人で前年度と比較すると476人減少している。

年間総配水量は3,716,176 m³で前年度と比較すると101,874 m³減少し、年間有収水量については2,083,864 m³で前年度と比較すると49,308 m³減少している。年間有収水量率（年間有収水量÷年間総配水量×100）は56.1%で前年度と比較すると0.2ポイント上昇している。

2 収支の状況

① 収益的収支（税抜）

総収益は370,915,884円で、主な内訳は営業収益が247,344,271円（内、給水収益244,589,620円）となっている。

一方、総費用は359,221,862円で、主な内訳は営業費用339,852,223円、営業外費用が19,054,526円となっており、この結果、11,694,022円の当年度純利益が生じている。

② 資本的収支（税込）

資本的収入の総額は123,117,512円で、主な内訳は補助金59,117,512円、企業債62,000,000円である。

一方、資本的支出の総額は261,653,411円であり、この内、建設改良費は141,786,456円で、主な事業としては、三浦地区配水管布設替工事（第8工区大瀬踏切）33,040,700円、呼崎地区配水管布設替工事21,991,200円、長島西町地区配水管布設替工事（第2工区）20,531,500円、上里地区配水管布設替工事（第3工区）14,939,100円、三浦浄水場設備更新工事（設備工）10,923,000円を実施している。

また、企業債償還金は119,866,955円で、本年度末の企業債未償還残高は1,407,399,583円であり、前年度と比較すると57,866,955円減少している。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額138,535,899円

は、消費税資本的収支調整額 8,226,655 円、損益勘定留保資金 119,644,887 円、建設改良積立金 10,664,357 円で補てんしている。

3 所 見

水道事業会計決算については、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書からも業務活動の業績は概ね良好であると考えられる。

前年度同様、新型コロナウイルス感染症対策により、水道基本料金を免除する支援は、住民生活を支えるうえで非常に意義のあるものであったが、営業収益は前年度と比較して減少しており、当年度純利益も減少している。

年間総配水量は、前年度と比較して減少しており、年間有収水量も減少しているが、結果的に年間有収水量率は 56.1%で 0.2 ポイント上昇している。令和 3 年度は上里地区、三浦地区、長島西町地区、呼崎地区での配水管布設替工事が行われていることから、年間有収水量率の向上へと繋がったと考えられる。しかし、年間有収水量率は、県下においていまだ低い状況にあることから、引き続き、計画的な老朽管の布設替の継続と、漏水箇所を早期に特定するなどの対策を講じられたい。

そのような中、現年収納率は 99.46%で昨年度より 0.31 ポイント上昇しており、引き続き高い水準を維持している。今後も納付の利便性を維持し、過年度分も含め収納率の確保に努められたい。

紀北町では給水人口及び給水収益ともに減少傾向となっているが、水道事業は、住民生活をはじめ、あらゆる分野における極めて重要なライフラインであり、将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給し続けていくことはもちろんのこと、災害などの非常時には迅速な対応が求められることから、今後とも健全な経営の維持を図りつつ、水道施設の整備及び維持管理などの適正化に努められたい。

